

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	理学療法学科		
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	9	5	0 2 5 — 1 9 2 0 0 1 — 9
講座の創設年月日	昭和57年 4月 1日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 令和4年 9月30日まで	過去一 年の講 座実 績 入講者数(42人) 修了者数 (31人)
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間 3135時間

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (理学療法士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 介護支援専門員(ケアマネージャー)、福祉住環境コーディネーター、理学療法士資格取得後にスポーツトレーナー
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本学で3年以上在籍し、卒業単位(104単位)を修得し卒業が認定されることで、国家試験受験資格が与えられ、試験に合格することで理学療法士の資格が与えられる。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療施設、介護老人保健施設、訪問リハビリ等における理学療法士業務。理学療法士の職務は、医療施設、介護保険施設にて「身体に障害を抱えた方に対するリハビリテーションの計画と実行」が中心であるが、近年では健康管理や地域リハビリテーションが求められているため、生活習慣病の予防や健康管理・維持のための運動指導、スポーツ障害、介護予防の分野へも拡大している。

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
(詳細)ホームページのシラバス参照		各種テキストあり(シラバス参照)
基礎分野(科学的思考の基盤 人間と生活)10教科	225時間	
専門基礎分野(人体構造と機能及び心身の発達)6教科	390時間	
専門基礎分野(疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進)13教科	390時間	
専門基礎分野(保健医療福祉とリハビリテーションの理念)4教科	120時間	
専門分野(理学療法管理学) 2教科	60時間	
専門分野(基礎理学療法学) 4教科	180時間	
専門分野(理学療法評価学) 3教科	180時間	
専門分野(理学療法治療学) 14教科	660時間	
専門分野(地域理学療法学) 3教科	90時間	
専門分野(臨床実習) 3教科	840時間	

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業、文部科学省令に基づき施行される高等学校卒業程度認定試験合格者および見込者(旧大学入学検定資格検定試験合格者を含む)
③その他	

[特 記 事 項]

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数（令和元年度）	28	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	34	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	28	人	受験率(③/②)	82.4	%
④ ③のうち合格者数	27	人	合格率(④/③)	96.4	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	27	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	すべての卒業生を対象に回答を依頼		30	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員			人	
	2 非正社員、派遣社員		2	人	
	3 その他の就業(自営業等)			人	
	4 非就業		28	人	②B: 非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		1	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		0	人	
	3 社内外の評価が高まる		0	人	
	4 円滑な転職に役立つ		1	人	
	5 趣味・教養に役立つ		0	人	
	6 その他の効果		0	人	
	7 特に効果はない		0	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		12	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる		12	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		2	人	
	4 趣味・教養に役立つ		2	人	
	5 その他の効果		0	人	
	6 特に効果はない		0	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		26	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		2	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		0	人	
	4 就職していない		0	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		18	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足		11	人	
	3 どちらとも言えない		1	人	
	4 やや不満		0	人	
	5 大いに不満		0	人	
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
国家試験に合格し、理学療法士免許を取得した受講者は全て医療・福祉分野への就職できている					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	レポート、実技試験、筆記試験により技能・知識のレベル到達度把握する。原則として定期試験を各授業科目の講義最終回にて実施				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当なし				

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法																	
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	履修科目単位については、当該学年に全て修得しなければならない。定期試験は各授業科目の全ての講義が終了した後に実施する。欠課時間数が授業時間数の1/3を超えた者は定期試験の受験資格がない。各科目学業成績は、100点満点として、60点以上を合格とする。臨床実習の学業成績については、実習指導者の評価を総合評価し点数化する																
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	レポート、実技試験、筆記試験により技能・知識のレベル到達度把握する。定期試験を各授業科目の全ての講義が終了した後に実施し、不合格であった場合は、再試験を実施する科目に限り、また原則1回に限り再試験を受験することができる。																
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率は前述の通り。履修科目及び単位については、当該学年に全て修得しなければならない。学院の課程を修了し、単位を修得した者には卒業証書を授与し、専門士(医療専門課程)と称することができる。卒業単位数(104単位)を修得したことにより卒業が認定される。																
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各学年で終了すべき単位数をすべて修得していること。																
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	受講者からの質問に随時対応している。適宜個別面談を行い学習内容の進捗状況や学習方法等の相談を行っている。臨床実習中に各受講者の実習先を訪問し個別相談に応じている。各臨床実習終了後はセミナー発表を実施し、実習成果を確認し助言指導を行っている。																
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 <small>(例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)</small>	資格取得に向けて通常のカリキュラムと別に国家試験対策特別講義を行う他、到達レベルに応じたグループ指導と個別指導を実施している。当校主催の就職説明会を年2回開催、就職セミナー、個別の就職相談に応じている。																
8. その他の事項																	
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団 (代表者名: 大野 和男)																
住所及び連絡先	宮崎市大字小松1119番地 TEL 0985-47-3744																
施設名称及び施設長名	宮崎リハビリテーション学院 (施設長: 鶴田 和仁)																
住所及び連絡先	宮崎市大字小松1119番地62 TEL 0985-48-2734																
苦情受付者	氏名 高月 航 所属 事務部	事務担当者	氏名 高月 航 所属 事務部														
連絡先	TEL 0985-48-2734	連絡先	TEL 0985-48-2734														
専門実践教育訓練経費 支払い方法	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		2,950,000 円														
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		400,000 円														
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">第1期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">第2期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">第3期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">第4期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">第5期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">第6期</td><td style="text-align: right;">425,000 円</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">(うち、必須教材費 0 円)</td></tr> </table>	第1期	425,000 円	第2期	425,000 円	第3期	425,000 円	第4期	425,000 円	第5期	425,000 円	第6期	425,000 円	(うち、必須教材費 0 円)		2,550,000 円
第1期	425,000 円																
第2期	425,000 円																
第3期	425,000 円																
第4期	425,000 円																
第5期	425,000 円																
第6期	425,000 円																
(うち、必須教材費 0 円)																	
③ 両方可能	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		1,136,000 円														
	① 任意の教材費(税込額)		306,000 円														
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	自己負担	(約350,000) 円														
	③ 施設維持費(税込額)		450,000 円														
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		30,000 円														
	3. 総額 (1+2) (税込額)		4,086,000 円														